

し とく 知っ得！かしこい消費者

【編集・発行】台東区 区民部くらしの相談課消費者担当 ☎03-5246-1144

18歳になったらオトナ！



民法が改正されて、大人になる年齢が20歳から18歳に変更されました。2022年4月1日から、「成年年齢(大人の仲間入りをする年齢)」が、18歳に引き下げられます。

今、中学生のみなさんは、今までより2年早く、18歳になった時に大人の仲間入りをします。

Q：そもそも「成年」になるって、どういうこと？

A：大人と認められるので、自分の判断でいろいろなことができるようになります。社会から一人前と認められますが、自分の行動に責任を持つことが求められます。



Q：18歳になって「成年」になると何が変わる？

A：成年に達すると、親の同意がなくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

Q：「契約」って何だろう？

A：「法律的な責任が生じる約束」のことです。



お金を払って商品を買ったり、サービスを利用すると「契約」になるんだね



みんなが毎日の生活のなかで行っている買い物も「契約」だよ



中学生は未成年者なので、高額な買い物は親の同意がないとできないんだ



Q：「親の同意がなくても契約できる」ってどういうこと？

A：成年になると、高額な契約や複雑な契約でも、保護者の同意がなくても自分一人だけでできるようになります。

例えば ・携帯電話の契約 ・アパートを借りる ・クレジットカードをつくる など



Q：未成年者契約の契約は取り消しできる？

A：中学生が親の同意を得ずにした契約は、「失敗した」と思ったら取り消すことができます。(ただし、成年と偽って契約した場合は、取り消しができない場合があります。)

成年になると、「未成年者契約の取り消し」はできなくなり、特別な理由がない限り、後から取り消すことはできません。

契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身です！「契約」を守らなかったときには法律上の責任が問われます。



消費者カクイズ

契約の成立はいつかな？

A.【お店で買い物をした場合】

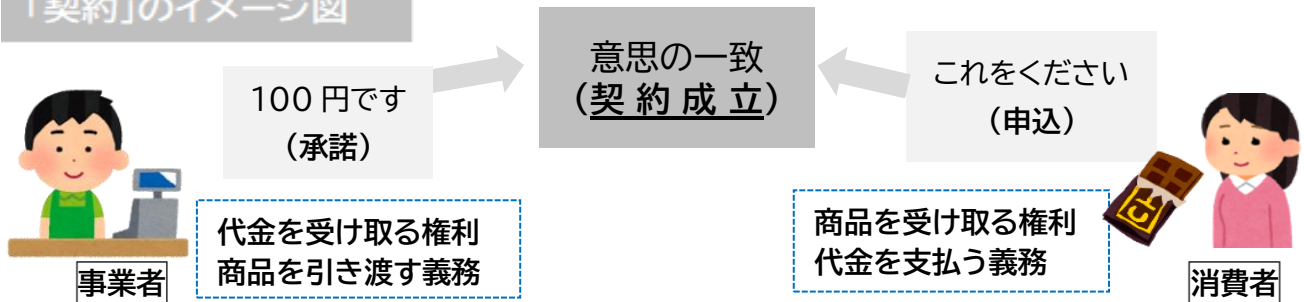
1. レジに商品を持って行ったら → 2. お金を払った → 3. 商品を受け取った
「ありがとうございます」と言われた

B.【ネット通販の場合】

1. スマホで商品を選んで注文した → 2. 「注文ありがとう」とメールが届いた → 3. 商品が届いた

ヒント！

「契約」のイメージ図



こんな相談、ありました！

① ネットショップの定期購入

「お試し 500 円、脱毛クリームでツルツルのお肌に」という広告を見て、スマホをポチっとしたら、毎月脱毛クリームが届くようになった。2 回目からは 5,000 円になってビックリ！そんなことは知らなかった。お小遣いでは払えない。

ちょっと
待って！

サイトの広告はきちんと見ましたか？通信販売では、
広告に表示された条件を確認することが大切です。

② パソコンのオンラインゲーム

新型コロナの影響で学校に行けない日が多くなり、友だちと会えないので、パソコンでオンラインゲームをして対戦した。無料アイテムを使っていたけど、どうしても有料アイテムがほしくなって、こっそり親のクレジットカードで買ってみたら、5 万円も請求された。どうしよう。

ちょっと
待って！

クレジットカードは保護者の許可なく勝手に
使ってはいけません。必ず相談しましょう。

台東区消費生活センター

相談電話 5246-1133

月～金曜日 9～16 時(祝日、年末年始除く)

困ったことがあったら消費生活センターへご相談ください

B: 正解は 2 「注文ありがとう」とメールが届いた時

A: 正解は 1 レジで商品を持って行ったからありがスと言われた時